

要約筆記事業の発展と

ログ問題

理事長 新谷 友良

はじめに

2018年度が始まりました。2年前、全難聴は全要研と共に「要約筆記利用時のロールや用紙、ログの取り扱いについて」という文書（以下統一見解）を発表しました。この文書をめぐって、中途失聴・難聴者の要約筆記利用を妨げるものだという意見が出ています。（以下、ログ問題）この問題を手掛かりに、要約筆記事業や通訳についての理解を以下再確認していきたいと思えます。

要約筆記事業について

要約筆記者の養成・研修や派遣事業は障害者総合支援法の意思疎通支援事業として実施されている

ことは皆さまよくご承知のことと思えます。その後2016年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、要約筆記者の派遣は合理的配慮・環境整備としても実施されるようになりました。

このような制度整備がなされるのには、1980年代からの関係者の非常な努力の積み重ねがあります。2000年の社会福祉法の改正による要約筆記事業の法定化を受けて、全難聴は2004年から3年間「要約筆記通訳者養成に関する調査研究事業」を行い社会福祉事業としての要約筆記の役割を明確にしました。また、全要研と共に「要約筆記者養成テキスト」を作成し、要約筆記者の養成・研修環境の整備に努めてきました。その結果、要約筆記事業実施の市町村は2015年度末で70%を超え、要約筆記者の数も3,500名を超える公共的な事業に発展しています。

障害者総合支援法の意思疎通支援事業の担い手には、要約筆記者以外に手話通訳者や盲ろう通訳・介助者などが定められています。それらは、いずれも法律の規定を

受けて通訳・介助活動に従事する社会的な公器であり、利用する障害者といえども私物化できるものではありません。

通訳としての要約筆記

統一見解は「要約筆記は音声言語を書記言語にする通訳行為です。」と書いています。言語通訳（例えば英日通訳）であればある言語（英語）を別の言語（日本語）に、手話通訳であれば音声言語を手話に置き換えるのに対して、要約筆記は音声言語を書記（文字）言語に置き換えます。そこには本質的な違いはなく、要約筆記は言語通訳、手話通訳等と同じように、その場の意思疎通を成立させるための通訳です。

通訳は、その場の意思疎通を成立させることが仕事であり、それ以外のこと、例えば記録を残すことなどは通訳の仕事の範囲に入っていない。要約筆記の場合、書いたロール紙などが残ることがありますが、それは通訳した結果たまたま残る、と考える必要があります。そのことを統一見解は「通

訳終了後は音声と同様に消えたものとお考えください。ロールや用紙は、通訳行為の結果として生じたもので、二次利用できるものではありません。」と説明しています。

通訳の利用について

要約筆記は前述のように通訳であることは明らかですが、通訳を利用してその場の意思疎通を図ることは簡単なことではなく、利用者の努力が必要です。このことは、言語通訳であれ、手話通訳であれ、要約筆記であれ異なるところはなと思います。その場の意思疎通を図るためには、通訳された内容をその場で理解し、わからないところは質問し、意見を出すことが必要になります。事前の準備も必要でしょうし、通訳内容の理解に注意を集中することが何より必要となります。

聞こえない私たちは、要約筆記スクリーンやノートテイクの用紙・パソコン画面を見て意思の疎通を図りますので、聞こえる人よりも聞き直しが必要な場合が多くあります。そのため、話の途中で

「今言われたことがわかりません。もう一度言ってください」という必要もあります。話し合いを止めて聞き直すのには大変勇気がいられますが、その場で聞き直さないと意思疎通がむづかしくなることが多々あります。障害者の会議参加や意思の疎通には周りの協力と同時に私たち自身の努力が必要です。このことは、手話通訳や盲ろう通訳を利用する場合も同じだと思います。

ログ問題について

要約筆記後のロールや用紙、ログが必要な理由として、話し合いや会議の記録を残すためや後日の記憶の確認のため、と言われます。会議主催者がログをパソコン画面に再生して、議事録をまとめるとか、ノートテークの用紙を利用者が持つて帰って、後日読み返して記憶を確認するといったことがその内容と思われまます。

前述のように、要約筆記はその場の通訳ですので、会議の記録を残すことや、後日の記憶確認は通訳の目的に入っていません。利用

者は通訳に目的外のこと（ロールや用紙、ログの利用）を求めるとはではなく、記録作成や後日の記憶確認のメモが必要であれば、それらは要約筆記とは別の方法で考える必要があります。この事情は手話通訳や、指点字や触手話を使用する盲ろう通訳のように、用紙やログの残しようのない通訳を考えれば明らかなきことと思えます。同じ意思疎通支援事業にある要約筆記に、手話通訳や盲ろう通訳にはない内容を求めることは、他の障害者にとどまらず、社会一般の多くの方の理解が到底得られないものと思えます。

要約筆記事業を

さらに発展させるために

要約筆記はその場の通訳であり、通訳目的以外のものを求めるべきでないことを説明しました。が、会議の記録を残すためや後日の記憶の確認のために何ができるかは、考えてみる必要があります。

全難聴は、集まりや会議の記録が必要な場合の対応を全要研と協議をし、今年度から全要研が記録

作成に協力することで合意しました。記録作成は非常に大切な仕事で、会議参加している聞こえない人にとっては負担の大きな作業です。その意味で、全要研がこの仕事に積極的に協力していただけて、それを高く評価したいと思えます。

一方、後日の記憶確認へのサポートは定型的なものを想定することが難しいところがあります。例えば、病院で診断を受けた場合、ノートテークの用紙を利用者が持つて帰って、後日の確認に使うということが言われますが、診察で大切なことは、その場での医師の説明を理解し質問することと思われまます。今施行されている障害者差別解消法の趣旨に従えば、患者が医師に診断の説明を紙に書いてほしいと言えば、医師が紙に書くのが合理的配慮です。同行したノートテーカーの紙をもらうことは合理的配慮でもなんでもなく、通訳という仕事にないものを要求することとなります。

医師の場合は、このような職務上の義務が明白ですが、その他職場や学校などでも、話し合いの相

手に、紙に書いてもらうことを求めるのは、聞こえない私たちの大切な役割と考えます。

聞こえに困って、手話のわからない私たちは、文字による支援を要約筆記という形に整理してきました。そして、意思疎通支援事業によって養成される要約筆記者は、現在多くの聞こえない人の社会参加のために活動しています。

意思疎通支援事業では、実施にあたって聞こえない私たち当事者の団体、派遣事業を実施する事業体、手話通訳や要約筆記者の団体などから構成される事業運営委員会を地域に設置し、様々な課題を解決していくことが期待されています。会議の記録作成や後日の記憶の確認に課題があれば、それらを運営委員会で話し合い、適切な方法を見つけていくことが各地の障害者団体、私たち加盟協会の役割だと考えます。そのような課題の解決を進めていく指針として、「統一見解」があります。4ページに再掲しますので是非再読をお願いします。

要約筆記利用時のルールや用紙、ログの扱いについて

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会

要約筆記利用でのルールや用紙、ログの扱いについて、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(全難聴)と特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会(全要研)は下記のように統一した見解をまとめました。これは、要約筆記者養成カリキュラム(障企自発0330第1号)に基づく要約筆記者養成事業において指導されている内容と同一です。関係する皆様の本見解に対するご理解と要約筆記事業の推進へのご協力をお願いいたします。

記

1. 要約筆記は音声言語を書記言語にする通訳行為です。したがって、言語通訳同様その場で完結するもので、通訳終了後は音声と同様に消えたものとお考えください。
2. 要約筆記利用に際してログは残さない設定をします。ルールや用紙は、通訳行為の結果として生じたもので、二次利用できるものではありません。
3. 要約筆記された内容を利用者が記録として残したい場合は、要約筆記とは別の記録作成を準備してください。

要約筆記者の養成・派遣は障害者総合支援法の意味疎通支援事業の1つとして実施されています。当該事業はもとより、今後、障害者差別解消法の合理的配慮として要約筆記の利用が大きく広がっていきますが、その場合でも派遣される要約筆記者は障害者総合支援法における意味疎通支援事業の枠組みで養成されています。したがって、いずれの制度の下においても、要約筆記利用におけるルールや用紙、ログの扱いに変わりはありません。